

# 主な補償内容のご説明・事故が発生した場合のお手続き・ご注意事項

○海外旅行の目的をもってご自宅を出発してからご自宅に帰着されるまで(以下「旅行行程中」といいます。)のさまざまな偶然な事故により、被保険者がケガをされた場合や発病された場合などに保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない場合(主な例)
傷害死亡保険金	旅行行程中の事故によるケガが原因で、事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなった場合 <small>〔ご注意〕</small> 傷害死亡保険金をお支払いする原因となったケガにより、傷害後遺障害保険金をお支払いしている場合は、既にお支払いした傷害後遺障害保険金の金額を控除した金額をお支払いします。	死亡保険金受取人(死亡保険金受取人の定めのないご契約の場合は被保険者の法定相続人の方)に傷害死亡保険金額の全額をお支払いします。	①次のような原因によりケガをされた場合 ○ご契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失 ○自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ○戦争、革命、核燃料物質の有害な特性 ○無資格運転、酒酔い運転 ○脳疾患、疾病または心神喪失 ②むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ③旅行開始前または終了後に発生したケガ など
傷害後遺障害保険金	旅行行程中の事故によるケガが原因で、事故発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合	その程度に応じて傷害後遺障害保険金額の3%~100%をお支払いします。ご契約期間を通じ傷害後遺障害保険金額がお支払いの限度となります。	【傷害治療費用、疾病治療費用、救護者費用に共通の事由】 ①次のような原因による場合 ○ご契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失 ○戦争、革命、核燃料物質の有害な特性 ②むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの など
治療・救護費用保険金	次の(1)から(3)までの「保険金をお支払いする場合」の事由が生じた場合に、「お支払いする保険金」の費用のうち、実際に支出された金額で社会通念上妥当な金額をお支払いします。この場合、お支払いする保険金は、傷害治療費用、疾病治療費用、救護者費用を合わせて、1回のケガ、病気、事故につき治療・救護費用保険金額を限度とします。	その程度に応じて傷害後遺障害保険金額の3%~100%をお支払いします。ご契約期間を通じ傷害後遺障害保険金額がお支払いの限度となります。	【傷害治療費用に固有の事由】 ①次のような原因によりケガをされた場合 ○自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ○無資格運転、酒酔い運転 ○脳疾患、疾病または心神喪失 ②旅行開始前または終了後に発生したケガ など
(1)傷害治療費用	旅行行程中の事故によってケガをされ、医師の治療(義手および義足の修理を含みます。)を受けられた場合	次の費用(被保険者が払戻しを受けた全額、またはご負担を予定されていた金額は費用の額から除きます。) ただし、ケガの場合は事故発生日から、病気の場合は治療を開始された日から、その日を含めて180日以内に要した費用に限りま。 ①治療のために必要な次の費用 ア.診療関係費、入院費 イ.交通費、緊急移送費、転院費 ウ.ホテル客室料(工.通訳雇入費 オ.義手、義足の修理費(ケガの場合のみ対象となります。) カ.保険金請求のために必要な医師の診断書の費用 キ.公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費 ②入院により必要となった次の費用(合計して20万円限度) ア.身の回り品購入費(5万円限度) イ.国際電話料などの通信費 エ.国際電話料などの通信費 ③医師の治療を受け旅行行程を離脱された場合の旅行行程復帰費用、帰国費用 <small>〔ご注意〕</small> カイロプラクティック、鍼、灸による治療のために支出された費用については保険金をお支払いできません。(鍼、灸については、日本国内で医師の指示により治療を行った場合はお支払いの対象となります。)	【疾病治療費用に固有の事由】 ①次のような原因により病気になる場合 ○自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ②ケガに起因する病気 ③妊娠、出産、早産、流産に起因する病気* ④歯科疾病 ⑤旅行開始前から発病していた病気 など
(2)疾病治療費用	①旅行行程中または旅行行程終了後72時間以内に発病され、旅行行程終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受けられた場合(旅行行程中にその病気の原因が発生した場合に限ります。) ②旅行行程中に「特定の感染症」*に感染され、旅行行程が終了した日からその日を含めて30日以内にその病気を原因として医師の治療を受けられた場合 *【特定の感染症】(疾病死亡保険金における特定の感染症も同様です。) コロナ、ベスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクサジウイルス感染症、デング熱、顎口虫、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎臓慢性出血熱、ハンタウイルス感染症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニコウリス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフバール熱、レプトスピラ症	①治療のために必要な次の費用 ア.診療関係費、入院費 イ.交通費、緊急移送費、転院費 ウ.ホテル客室料(工.通訳雇入費 オ.義手、義足の修理費(ケガの場合のみ対象となります。) カ.保険金請求のために必要な医師の診断書の費用 キ.公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費 ②入院により必要となった次の費用(合計して20万円限度) ア.身の回り品購入費(5万円限度) イ.国際電話料などの通信費 エ.国際電話料などの通信費 ③医師の治療を受け旅行行程を離脱された場合の旅行行程復帰費用、帰国費用 <small>〔ご注意〕</small> カイロプラクティック、鍼、灸による治療のために支出された費用については保険金をお支払いできません。(鍼、灸については、日本国内で医師の指示により治療を行った場合はお支払いの対象となります。)	【疾病治療費用に固有の事由】 ①次のような原因により病気になる場合 ○自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ②ケガに起因する病気 ③妊娠、出産、早産、流産に起因する病気* ④歯科疾病 ⑤旅行開始前から発病していた病気 など
(3)救護者費用	旅行行程中、 ①搭乗されている航空機、船舶が行方不明となった場合または遭難した場合など ②被ったケガにより、事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなった場合、または継続して3日以上入院された場合 ③病気のため亡くなった場合 ④発病された病気により、継続して3日以上入院された場合または旅行行程が終了した日からその日を含めて30日以内に亡くなった場合(ただし、旅行行程中に医師の治療を受け、その後も継続して治療を受けていたことを要します。) ⑤事故により生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要となったことが警察などの公的機関により確認された場合	ご契約者、被保険者または被保険者のご親族が負担された次の費用 ①捜索救助費用 ○目的地との航空運賃などの交通費(救護者3名分限度) ②現地および現地までの行程におけるホテル客室料(救護者3名分限度、かつ、1名につき14日分限度) ③渡航手続費および現地での諸雑費(合計して20万円限度) ④現地からの移送費用(払戻しを受けた金額、負担されることを予定されていた金額、傷害治療費用・疾病治療費用部分でお支払いする金額は控除します。) ⑤遺体処理費用(100万円限度) <small>〔ご注意〕</small> 「現地」とは事故発生地、収容地または勤務地をいいます。	【救護者費用に固有の事由】 ①次のような原因により損害が生じた場合 ○自殺行為、犯罪行為または闘争行為(ただし、自殺行為を行った日からその日を含めて180日以内に亡くなった場合はお支払いの対象となります。) ○無資格運転、酒酔い運転に起因する事故(ただし、事故発生日からその日を含めて180日以内に亡くなった場合はお支払いの対象となります。) ②妊娠、出産、早産、流産に起因する病気による入院* ③歯科疾病による入院 など
ご契約期間が31日(30泊31日)までのご契約で「治療・救護費用補償特約」をセットされる場合は「疾病に関する応急治療・救護費用補償特約」も自動的にセットされます。			

疾病に関する応急治療・救護費用補償特約に係る治療・救護費用保険金	補償内容	お支払いする保険金	お支払いできない場合(主な例)
旅行行程中、 ①旅行行程開始前に発病されて医師の治療を受けられたことのある病気の症状が急激に悪化し、旅行行程中に医師の治療を受けられた場合 ②旅行行程開始前に発病されて医師の治療を受けられたことのある病気の症状が急激に悪化し、3日以上入院された場合 *旅行行程中に生じることについて被保険者があらかじめ予測できず、かつ社会通念上払うべき注意によっても避けられない症状の変化により、治療を要する状態になったことをいいます。 <small>(疾病に関する応急治療・救護費用補償特約)をセットされる場合のみ</small>	症状が急激に悪化した病気1回につき、実際に支出された費用のうち社会通念上妥当な金額をお支払いします。この場合、お支払いする保険金は応急治療・救護費用保険金額を限度とします。 *費用の種類および内容は、左記①に該当する場合は治療・救護費用保険金の(2)疾病治療費用の「お支払いする保険金」に掲げる費用、左記②に該当する場合は治療・救護費用保険金の(3)救護者費用の「お支払いする保険金」に掲げる費用とそれぞれ同一です。 <small>〔ご注意〕</small> 治療を開始された日からその日を含めて30日以内で、かつ、被保険者がご自宅(帰国後に入院された病院・診療所を含みます。)に帰着されるまでに要した費用に限りま。また、次の費用は含みません。 ○旅行行程開始前における医師の処置・処方や健康上の理由により、旅行行程中も継続して支出することが予定されていた次の費用 ・透析、人工呼吸器(酸素吸入を含みます。)、人工開口部、義手義足などの外部補てつ物、人工心臓弁、ペースメーカー、人工肛門、車いすその他の器具、挿入物、移植片または補てつ物の継続的な使用にかかわる費用 ・インスリン注射その他の薬剤の継続的な使用にかかわる費用 ○温泉療法その他の薬治、熱気浴などの理学的療法の費用 ○あん摩、マッサージ、指圧、鍼、灸、柔道整復、カイロプラクティックまたは整体の費用 ○運動療法、リハビリテーション、その他身体の機能回復を目的とするこれらに類する理学的療法の費用 ○臓器移植に関わる費用 ○毛髪移植、美容整形手術などに関わる費用 ○眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器の装着・調整、または近視矯正手術その他の視力回復処置に関わる費用 ○不妊治療その他の妊娠促進管理に関わる費用 など	治療・救護費用保険金の(2)疾病治療費用および(3)救護者費用における保険金をお支払いできない場合に加えて、次の場合 ①治療の開始が旅行行程終了後である場合 ②病気の治療または症状の緩和を目的とする旅行の場合 ③旅行行程開始前に、渡航先の病院・診療所で医師の治療を受けることが決定していた場合(診察の予約または入院の手配などが行われていた場合を含みます。) ○ご契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失 ○自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ○戦争、革命、核燃料物質の有害な特性 ②妊娠、出産、早産、流産に起因する病気 ③歯科疾病 ④ケガに起因する病気 など	①次のような原因により亡くなった場合 ○ご契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失 ○自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ○戦争、革命、核燃料物質の有害な特性 ②妊娠、出産、早産、流産に起因する病気 ③歯科疾病 ④ケガに起因する病気 など

疾病死亡保険金	補償内容	お支払いする保険金	お支払いできない場合(主な例)
①旅行行程中に病気のため亡くなった場合 ②旅行行程中に発病された病気、または旅行行程中に原因が発生し旅行行程終了後72時間以内に発病された病気を原因として旅行行程が終了した日からその日を含めて30日以内に亡くなった場合、ただし、旅行行程終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受け、その後も医師の治療を受けていたことを要します。 ③旅行行程中に感染された特定の感染症(治療・救護費用保険金(2)疾病治療費用の*【特定の感染症】に同じです。)により、旅行行程が終了した日からその日を含めて30日以内に亡くなった場合	死亡保険金受取人(死亡保険金受取人の定めのないご契約の場合は被保険者の法定相続人の方)に疾病死亡保険金額の全額をお支払いします。	①次のような原因により亡くなった場合 ○ご契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失 ○自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ○戦争、革命、核燃料物質の有害な特性 ②妊娠、出産、早産、流産に起因する病気 ③歯科疾病 ④ケガに起因する病気 など	①次のような原因により損害賠償責任が生じた場合 ○ご契約者または被保険者の故意 ○被保険者の職務遂行 ○自動車(ただし、原動機付身体障害者用車いす・歩行補助車やゴルフ場敷地内でのゴルフカートによる事故はお支払いします。)、原動機付自転車、船、航空機の所有、使用、管理 ○被保険者の心神喪失 ②同居のご親族および旅行行程を同じくするご親族に対する損害賠償責任 ③受託物に関する損害賠償責任(ただし、ホテルのルームキー、レンタル業者から賃借された旅行用品などはお支払いします。) など

○賠償責任保険金  
〔ご注意〕賠償金額の決定については事前に日本興亜損保の承認を必要とします。(海外滞在期間中は日本興亜損保が保険金の支払業務を委託するフレームエージェントへご連絡ください。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない場合(主な例)
携行品損害保険金	旅行行程中に、火災、盗難、破損などにより携行品に損害が生じた場合 <small>〔ご注意〕</small> 携行品とは、被保険者が所有し、携行するバッグ、カメラ、衣類などの身の回り品をいいます(旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、携行する物を含みます。)。なお、次に掲げる品は含まれません。 ●通貨、小切手、株券、預金証書、クレジットカード、義歯、義肢、コンタクトレンズ、業務のためだけに使用される物および商品、データ・ソフトウェアなどの無体物 ●ウインドサーフィン・サーフィンなどを行うための用具 ●被保険者の居住施設内(一戸建住宅の場合はその敷地内)にある物、別送品 など	1回の事故につき、携行品1つ(1個、1組または1対)あたり10万円を限度として、時価*(修理可能な場合は時価*と修理代金のいずれか低い額。運転免許証については再発給手数料)によって算定した損害額をお支払いします(パスポートについては現地における再発給費用などは5万円限度、乗車券などについてはその損害額を合計して5万円限度)。ただし、ご契約期間を通じ合計して旅行品損害保険金額がお支払いの限度となります。 *【時価】とは、損害が生じた地および時におけるその携行品の価値をいいます。	①次のような原因により損害が生じた場合 ○ご契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失 ○無資格運転、酒酔い運転 ○携行品の欠陥または自然の消耗 ○携行品の置かれたらば紛失 ○差押え、破壊などの公権力の行使(空港などの安全確認検査での袋の破壊などはお支払いの対象となります。) ②危険なスポーツ(ビッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ハングライダーなど)を行っている間のそのスポーツ固有の用具の損害 など
航空機寄託手荷物遅延等費用保険金	乗客として搭乗される航空機に預けた手荷物(以下「寄託手荷物」といいます。)*が、航空機の目的地到着から6時間以内に到着しなかった場合 ※身の回り品とは寄託手荷物に含まれていた必要不可欠な衣類(下着、寝間着など)、生活必需品(洗面用具、かみそり、くしなど)およびそれらを持ち運ぶためのかばんなどをいいます。	被保険者が予定されていた目的地にて負担された身の回り品*購入費・レンタル費用(1回の遅延につき10万円を限度とし、目的地到着から96時間以内、かつ寄託手荷物が被保険者のもとに到着するまでの間に負担されたもの)をお支払いします。	次のような原因により生じた費用 ○ご契約者、被保険者、保険金受取人の故意、重大な過失または法令違反 ○地震、噴火、津波、戦争、革命 など
航空機遅延費用等保険金	搭乗予定航空機が6時間以上の出発遅延、欠航もしくは遅延、搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能または搭乗された航空機の着陸地変更により、6時間以内に代替機を利用できない場合 ②搭乗された航空機の遅延もしくは着陸地変更、または搭乗予定航空機の欠航などにより乗継予定航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から6時間以内に代替機を利用できない場合	出発地(左記②は乗継地)にて代替機が利用可能となるまでの間に被保険者が負担された次の費用および目的地における旅行サービスの取消料を、1回の搭乗不能・遅延などにつき2万円を限度にお支払いします。 ○ホテルなどの客室料○食事代○国際電話などの通信費 ○交通費(ホテルなどへの移動に要するタクシー代など、その航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用) <small>〔ご注意〕</small> 社会通念上妥当な費用の額とし、他の給付などがある場合は、その額を控除します。	

## オプション 旅行キャンセル費用保険金のご説明

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない場合(主な例)
①次の事由の(1)から(10)のいずれかにより出国を中止された場合 ②次の事由の(1)から(9)のいずれかにより旅行を途中で取りやめ/帰国(中途帰国)された場合 ③次の事由の(1)から(11)のいずれかにより旅行行程の一部を変更された場合(中途帰国された場合を除きます。) 支払事由	ご契約者、被保険者または被保険者の法定相続人が負担された次の費用を、旅行キャンセル費用保険金額を限度にお支払いします。 ●左記①(出国中止)または③(旅行行程の一部変更)の場合 ・取消料、違約料などの名目で旅行者等にお支払いになる費用または払戻しを受けられない費用 ・査料料・予防接種料などの渡航手続費として、これからお支払いになる費用または払戻しを受けられない費用(ただし、出国中止後も使用できるものに対する費用はお支払いできません。) ●左記②(中途帰国)の場合 ア.企画旅行の場合 旅行行程のうち、中途帰国された日以後の日数 旅行キャンセル費用保険金額 × 旅行行程の日数 イ.企画旅行以外の場合 ・取消料、違約料などの名目で旅行者等にお支払いになる費用または払戻しを受けられない費用 ・査料料・予防接種料などの渡航手続費として、これからお支払いになる費用または払戻しを受けられない費用(ただし、中途帰国後も使用できるものに対する費用はお支払いできません。) ウ.上記ア、イにかかわらず、次のいずれかの場合で、帰国費用が上記ア、イの費用を上回る場合は帰国費用*3 ・利用日時が出国後3か月以内で特定された帰国用航空券など予約済みの場合または購入済みの場合 ・旅行代金+帰国の航空券などの費用も含まれている企画旅行の場合 ※3 中途帰国に要する航空運賃などの交通費、宿泊費および諸雑費(宿泊費および諸雑費は合計で20万円限度)	●次のような事由により左記「支払事由」の(1)から(5)、(10)または(11)のいずれかが生じた場合 ○ご契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失 ○自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ○日本国内における地震、噴火、津波 ○戦争、革命などの事変 ○核燃料物質などの有害な特性 ○無資格運転、酒酔い運転をしている間の事故 ●次の事由による入院もしくは病院によって左記「支払事由」の(2)もしくは(11)が生じた場合 ○ご契約者、被保険者、保険金受取人の法令違反 ●次の事由によって左記「支払事由」の(10)が生じた場合 ○ご契約者、被保険者、保険金受取人の法令違反 ●次の事由によって左記「支払事由」の(1)、(2)、(11)のいずれかが生じた場合 ○危険なスポーツ(ビッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ハングライダーなど)を行っている間のケガまたは病気 ○自動車、原動機付自転車、モーターボートなどによる競技(競技場)における競技に準じる行為を含みます。)、競争、興行または試運転を行っている間のケガまたは病気 ●保険料領収前またはこの保険のご契約日(お申込日)以前に、保険金支払事由もしくはその原因が生じていた場合 など
(1)死亡・危篤 (2)入院 (3)遭難 (4)捜索・救助 (5)火災・盗難など (6)裁判所への出頭 (7)地震、テロなど (8)感染症など (9)避難指示 (10)出国前利用交通機関の遅延など (11)出国後の通院	被保険者もしくは同行予約者*(被保険者とあわせ、以下「被保険者等」といいます。)または被保険者等の配偶者もしくは3親等以内のご親族の死亡・危篤 ※1 被保険者と同一の旅行を同時に参加予約された方で被保険者に同行される方をいいます。 <small>〔ご注意〕</small> 保険料領収前またはこの保険の契約前に、亡くなられた場合または危篤状態にられた場合もしくはその原因が生じていた場合には保険金をお支払いできません。 被保険者等のケガ・病気を直接の原因とする入院の開始(出国前の入院の場合は3日以上継続入院の場合に限ります。)、または、被保険者等の配偶者・2親等以内のご親族のケガ・病気を直接の原因とする14日以上の継続入院の開始 被保険者等が搭乗されている航空機・船舶が行方不明・遭難または被保険者等の山岳登山*2中の遭難※2 ビッケルなどの登山用具を使用するものをいいます。 事故により被保険者等の緊急の捜索・救助活動が必要となったことが警察などの公的機関により確認された場合 火災、震災、水災、盗難などにより被保険者等の住居または家財に時価で100万円以上の損害が生じた場合 証人または鑑定人としての被保険者等の裁判所への出頭 被保険者等の遭難(予定)先で次の事由が発生した場合 ・地震、噴火、津波 ・戦争、革命などの事変、暴動、テロ行為 ・利用を予定されていた運送機関、宿泊施設などの事故・火災 ・遭難(予定)先に対する避難告知などの発生 ・遭難(予定)先における風災・水災などの発生による遭難情報の発出(日本政府による危険情報の新規発出もしくは引き上げまたはスポーツ情報の発出のことをいいます。)(保険料領収日およびこの保険のご契約日(お申込日)が、ご契約期間の初日よりその日を含めて15日前の日以前の日のみ) 被保険者等に対する官公署の命令、外国の出入国規制または感染症による隔離 被保険者等に対する災害対策基本法に基づく避難の指示など 被保険者等が出国前に利用される交通機関(運行時刻の定めのあるものに限ります。)*の遅延・欠航などにより、出国に利用予定の交通機関に搭乗できなかった場合。ただし、その遅延・欠航などが生じていくとも間に合わないスケジュールであった場合はお支払いできません。 被保険者等が出国後にケガ・病気を直接の原因として通院された場合	

(ご注意ください)  
 保険料領収前またはこの保険のご契約日(お申込日)以前に保険金支払事由が生じていた場合のほか、既に発生していた原因により上記「支払事由」の(1)、(2)、(8)または(11)が生じた場合にも保険金をお支払いできませんのでご注意ください。  
〔ご注意〕ご契約者または被保険者に認識があったか否かを問いません。  
お支払いできない例  
 ・叔父(3親等)の危篤の知らせを受け旅行契約をキャンセルしたが、保険のご契約日(お申込日)以前から患っていた病気が危篤の原因であった。  
 ・同行予約者の祖父(2親等)が入院(14日以上の継続入院)されたことにより同行予約者とともに旅行契約をキャンセルしたが、保険のご契約日(お申込日)以前から患っていた病気が入院の原因であった。

○治療・救護費用保険金、疾病に関する応急治療・救護費用補償特約に係る治療・救護費用保険金の治療に関わる費用のお支払いについて次の点にご確認ください。  
 お支払いできるもの: ①日本国内において治療を受けられた場合、自己負担額として被保険者が診療機関に直接お支払いになった費用  
 ②海外において治療を受けられた場合、被保険者が診療機関に直接お支払いになった費用  
 お支払いできないもの: ①日本国内において治療を受けられた場合、健康保険、労災保険などから支払いがなされ、被保険者から直接お支払いになることが必要とされない部分  
 ②海外において同様の制度がある場合で、その制度により被保険者が診療機関に直接お支払いになることが必要とされない部分  
 ○次の場合において、割増保険料をいただけないときは、傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、治療・救護費用保険金、疾病に関する応急治療・救護費用補償特約に係る治療・救護費用保険金および疾病死亡保険金において保険金が削減されること、または保険金をお支払いできないことがあります。  
 ●旅行先で危険なスポーツ(ビッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ハングライダーなど)を行っている間にケガをされた場合または遭難された場合  
 ●旅行先でビッケルなどの登山用具を使用する山岳登山を行っている間に高山病を発病された場合  
 ○保険金の代理請求人制度について  
 被保険者がご存命であるにもかかわらず保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者の配偶者や、配偶者がいないときは3親等以内のご親族の方が、代理請求人として保険金を請求することができますので、代理請求人となられる方にはその旨をあらかじめお伝えください。  
 ★事故が発生した場合のお手続き

・取扱代理店\*1 ・日本興亜損保\*1【日本興亜損保の受付時間:平日の9:00~17:00(土日、祝日、12/31~1/3を除きます。)] ・クレームエージェント\*2

\*1 ご連絡先は保険証券・保険契約証に記載しています。  
 \*2 クレームエージェントとは、「現地保険金お支払いサービス」の提供にあたり、日本興亜損保が事故報告の受付や保険金の支払処理を委託する機関です。詳しくは「安心ガイド」をご覧ください。  
 ●賠償事故にかかわる示談交渉は必ず日本興亜損保とご相談いただきながらおすすめてください。あらかじめ日本興亜損保とご相談されずに示談交渉や賠償金を支払われた場合には、その全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。  
 ●事故のご連絡をいただいた場合には、取扱代理店または日本興亜損保より保険金請求手続き(保険金請求に際してご提出いただく書類、請求できる保険金の種類など)に関してご案内いたします。  
 ●保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。  
 ★取扱代理店は、日本興亜損保との委託契約に基づき、保険料の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、ご契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいた有効に成立したご契約につきまは、日本興亜損保と直接契約されたものとなります。

●このホームページは、海外旅行保険の概要を説明したものです。さらに詳しい内容をお知りになりたい場合は、「安心ガイド」をご用意しておりますので、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。  
 ●お契約に際しては、契約申込書付属の「契約概要」【注意喚起情報】を必ずお読みください。また、「ご契約内容がご希望に沿っていること」【保険料算出にかかわる事項が正しいこと】をご確認させていただきますので、ご協力くださるようお願いいたします。  
 ●ご契約手続きその他この保険の詳細については、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。